

福岡県公報

平成27年3月24日
第3679号

目次

告示 (第267号 - 第287号)

○情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等 (情報政策課) …………… 2

○道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2

○道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2

○道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2

○道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3

○道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3

○道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3

○道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3

○道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3

○道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4

○道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4

○道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4

○道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4

○道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5

○道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5

○道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5

○道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 6

○道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 6

○道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 6

○道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 6

○道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 7

○道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 7

公 告

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7

○国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) …………… 7

○国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) …………… 8

○福岡県男女共同参画センター及び福岡県総合福祉センターの利用料金の承認 (福祉総務課) …………… 8

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 13

○意見募集の結果の公示 (子育て支援課) …………… 13

○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 13

○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 14

○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 14

○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 15

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 16

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 16

○土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) …………… 16

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 16

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 16

○行政書士法に基づく聴聞の期日における審理の公開 (市町村支援課) …………… 17

○県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) …………… 17

告 示

福岡県告示第267号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称、条項、当該使用の開始日及び対象手続を公示する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）	第20条の12の2第1項	平成27年 4月1日	法人設立（設置）届
	第20条の12の2第2項		法人異動届
地方税法（昭和25年法律第226号）	第53条第44項・第45項 第72条の25第3項・第5項		申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請
地方税法施行令（昭和25年政令第245号）	第24条の4第4項	申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出	

福岡県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	宗像市野坂1243番1先から	10.1 ～	255.5

北九州	県道	宗像線		宗像市野坂917番4先まで	15.5	
			後	宗像市野坂1243番1先から 宗像市野坂917番4先まで	10.1 ～ 15.5	255.5

福岡県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	宗像線	宗像市野坂1243番1先から 宗像市野坂917番4先まで

福岡県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	直方市溝掘二丁目4618番6先から	9.5 ～	666.0

直方	県道	田川線 直方		直方市新町一丁目464番 8先まで	35.0	
			後	直方市溝掘二丁目4618番 6先から 直方市新町一丁目464番 8先まで	9.5 ～ 35.0	666.0
			後	直方市溝掘二丁目4618番 6先から 直方市新町一丁目464番 8先まで	7.0 ～ 35.0	660.0

福岡県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	田川線 直方	直方市溝掘二丁目4618番6先から 直方市溝掘一丁目4692番1先まで

福岡県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	宮田賀線	前	鞍手郡鞍手町大字室木 235番1先から 鞍手郡鞍手町大字室木 421番1先まで	12.5 ～ 15.0	96.7
			後	鞍手郡鞍手町大字室木 235番1先から 鞍手郡鞍手町大字室木 421番1先まで	12.5 ～ 16.0	96.7

福岡県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	宮田賀線	鞍手郡鞍手町大字室木235番1先から 鞍手郡鞍手町大字室木421番1先まで

福岡県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	福 土 富 吉 線	築上郡上毛町大字西友枝749番1先から 築上郡上毛町大字西友枝782番3先まで

福岡県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	上横山 星 野 線	前	八女市上陽町上横山4480番1先から 八女市上陽町上横山4470番1先まで	5.0 ～ 6.3	108.3
			後	八女市上陽町上横山4480番1先から 八女市上陽町上横山4470番1先まで	6.5 ～ 8.8	108.3

福岡県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	上横山 星 野 線	八女市上陽町上横山4480番1先から 八女市上陽町上横山4470番1先まで

福岡県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	浮 羽 石川内 線	前	八女市矢部村北矢部3734番1先から 八女市矢部村北矢部3731番1先まで	4.9 ～ 11.3	50.6
			後	八女市矢部村北矢部3734番1先から 八女市矢部村北矢部3731番1先まで	8.7 ～ 14.6	50.6

福岡県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	浮羽線 石川内	八女市矢部村北矢部3734番1先から 八女市矢部村北矢部3731番1先まで

福岡県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八女	県道	八瀬高女線	前	筑後市大字津島1461番先から みやま市瀬高町本郷1706番3先まで	3.7 ～ 25.5	2,161.5
			前	筑後市大字津島1461番先から みやま市瀬高町本郷1706番3先まで	14.6 ～ 42.0	2,403.7
			前	筑後市大字津島1461番先から みやま市瀬高町本郷1706番3先まで	7.0 ～ 35.0	2,782.5
			後	筑後市大字津島1461番先から みやま市瀬高町本郷1706番3先まで	14.6 ～ 42.0	2,403.7
			後	筑後市大字津島1461番先から みやま市瀬高町本郷1706番3先まで	7.0 ～ 35.0	2,782.5

福岡県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田川	県道	八香春女線	前	田川郡香春町大字中津原741番8先から 田川郡香春町大字中津原633番3先まで	6.7 ～ 7.3	36.0
			後	田川郡香春町大字中津原741番8先から 田川郡香春町大字中津原633番3先まで	9.7 ～ 10.7	36.0

福岡県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田川	県道	今任原奈良線	前	田川市大字奈良1551番107先から 田川市大字奈良1551番50先まで	14.0 ～ 38.0	213.0

			後	田川市大字奈良1551番107先から 田川市大字奈良1551番50先まで	13.0 ～ 38.0	213.0
--	--	--	---	---	-------------------	-------

福岡県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	今任原奈良線	田川市大字奈良1551番107先から 田川市大字奈良1551番50先まで

福岡県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	豆田築線	前	嘉穂郡桂川町大字土居831番3先から 嘉穂郡桂川町大字土居820番5先まで	9.5 ～ 13.9	200.0
			後	嘉穂郡桂川町大字土居		

			後	982番先から 嘉穂郡桂川町大字土居820番5先まで	9.5 ～ 13.9	232.0
--	--	--	---	-------------------------------	------------------	-------

福岡県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	豆田築線	嘉穂郡桂川町大字土居982番先から 嘉穂郡桂川町大字土居820番5先まで

福岡県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	椎田山線	前	京都郡みやこ町勝山大久保2320番先から 京都郡みやこ町勝山大久保2289番2先まで	12.0 ～ 15.0	65.0
			後	京都郡みやこ町勝山大久		

			後	保2320番先から 京都郡みやこ町勝山大久 保2289番2先まで	120 ～ 180	65.0
--	--	--	---	--	-----------------	------

福岡県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	椎田線 勝山	京都郡みやこ町勝山大久保2320番先から 京都郡みやこ町勝山大久保2289番2先まで

福岡県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田線 川副	柳川市間111番1-2先から 柳川市間127番1先まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
（第2工区）田川郡添田町大字添田976番17、976番18、978番1、978番3、978番4、979番8、979番9、981番7、981番8、982番6、983番7、984番8及び993番2
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
田川郡添田町大字添田2151番地
添田町長 寺西 明男

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字牛島473番7及び473番149から473番158まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区大宮一丁目5番22-1号
有限会社 ライフベース
代表取締役 迫野 正行

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
柳川市	平成25年度から平成26年度まで	地籍図及び地籍簿	三橋町吉開	平成27年3月12日
春日市	平成22年度から平成24年度まで	地籍図及び地籍簿	春日原東町	平成27年3月12日
宮若市	平成21年度から平成25年度まで	地籍図及び地籍簿	倉久の一部	平成27年3月12日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
宮若市	平成21年度から平成25年度まで	地籍図及び地籍簿	倉久の一部	平成27年3月12日

公告

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成8年福岡県条例第18号）第5条の4第2項及び第11条の4第2項の規定に基づき、福岡県男女共同参画センター及び福岡県総合福祉センターの利用料金を承認したので、同条例第5条の4第4項及び第11条の4第4項の規定により次のように公示する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

- (1) 福岡県男女共同参画センター
- (2) 福岡県総合福祉センター

2 位置

春日市原町三丁目1番地7

3 利用料金の承認年月日

平成27年3月10日

4 利用料金

(1) 福岡県男女共同参画センター

ア 占用使用の場合の利用料金

区 分	午前9時から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後9時まで		午前9時から午後5時まで		午後1時から午後9時まで		午前9時から午後9時まで	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
音楽室	1,880円	2,500円	2,290円	4,380円	4,790円	6,670円						
工芸室	1,880円	2,500円	2,290円	4,380円	4,790円	6,670円						
スタジオ	1,560円	2,090円	1,880円	3,650円	3,970円	5,530円						
OAルーム	2,190円	2,920円	2,610円	5,110円	5,530円	7,720円						
スタディールーム	1,880円	2,500円	2,290円	4,380円	4,790円	6,670円						
セミナールーム	A	1,560円	2,090円	1,880円	3,650円	3,970円	5,530円					
	B	2,190円	2,920円	2,610円	5,110円	5,530円	7,720円					
	C	1,560円	2,090円	1,880円	3,650円	3,970円	5,530円					
フィットネスルーム	2,500円	3,340円	3,030円	5,840円	6,370円	8,870円						

備考

- 1 「占用使用」とは、講習会その他催物等において、施設を独占的に使用する場合をいう。
- 2 利用者が利用の際第三者から1,000円を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の300を乗じて得た額とする。
- 3 この表に掲げる施設の利用時間を超えて利用する場合の利用料金の額は、次のとおりとする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を

超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

(1) 超過時間が正午から午後5時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後1時から午後5時までの利用料金の額の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）

(2) 超過時間が午後5時から午後9時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後6時から午後9時までの利用料金の額の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）

4 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の利用料金の額は、次のとおりとする。

区 分	品 名	単 位	金 額
音楽室	音響装置	1式（1回）	1,120円
スタジオ	放送設備	1式（1回）	1,140円
セミナールーム	ビデオプロジェクター	1式（1回）	940円
	スライド映写機	1式（1回）	560円
	オーバーヘッドプロジェクター	1式（1回）	560円
	ダイナミックマイクロホン	1本（1回）	330円
	ワイヤレスマイクロホン	1本（1回）	900円
	床置型マイクスタンド	1本（1回）	60円
サロン	卓上型マイクスタンド	1本（1回）	60円
	団体専用ロッカー	1口（1月）	310円

（備考）

① この表の利用料金の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。ただし、団体専用ロッカーはこの限りでない。

② 利用時間を超えて利用するときの利用料金の額は、1時間ごとにこの表に掲げる利用料金の額の25パーセントに相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。ただし、団体専用ロッカーはこの限りでない。

イ 個人使用の場合の利用料金

種 類	単 位	区 分	料 金（1人）
フィットネスルーム	2時間	一般	200円
		児童・生徒	100円

備考

1 「個人使用」とは、占用使用以外の場合をいう。

2 「児童・生徒」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは児童・生徒以外の者をいう。

3 11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の利用料金の額の10回分に相当する額とする。

4 1回の使用につき、2時間を超えて連続して使用する場合の利用料金の額は、超過時間1時間につき、この表に掲げる利用料金の額の1時間当たりの額とする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

(2) 福岡県総合福祉センター

ア 本館施設利用料金

区 分	午前9時から 正午まで		午後1時から 午後5時 まで		午後6時から 午後9時 まで		午前9時から 午後5時 まで		午後1時から 午後9時 まで		午前9時から 午後9時 まで	
クローバーホール	7,210円		9,610円		8,670円		16,820円		18,280円		25,490円	
第1和室	1,880円		2,500円		2,290円		4,380円		4,790円		6,670円	
第2和室	1,880円		2,500円		2,290円		4,380円		4,790円		6,670円	
第3和室	A	1,560円	2,090円		1,880円		3,650円		3,970円		5,530円	
	B	1,560円	2,090円		1,880円		3,650円		3,970円		5,530円	
501研修室	3,760円		5,010円		4,490円		8,770円		9,500円		13,260円	
502研修室	1,560円		2,090円		1,880円		3,650円		3,970円		5,530円	

503研修室		940円	1,250円	1,140円	2,190円	2,390円	3,330円
504研修室		940円	1,250円	1,140円	2,190円	2,390円	3,330円
505研修室		940円	1,250円	1,140円	2,190円	2,390円	3,330円
506研修室	A	2,190円	2,920円	2,610円	5,110円	5,530円	7,720円
	B	1,560円	2,090円	1,880円	3,650円	3,970円	5,530円
507研修室		940円	1,250円	1,140円	2,190円	2,390円	3,330円
508研修室	A	2,820円	3,760円	3,340円	6,580円	7,100円	9,920円
	B	2,500円	3,340円	3,030円	5,840円	6,370円	8,870円
学習室		1,880円	2,500円	2,290円	4,380円	4,790円	6,670円
視聴覚室		1,560円	2,090円	1,880円	3,650円	3,970円	5,530円
創作工房		2,190円	2,920円	2,610円	5,110円	5,530円	7,720円
作品展示室		620円	830円	730円	1,450円	1,560円	2,180円
調理実習室		5,950円	7,940円	7,100円	13,890円	15,040円	20,990円

イ 体育館施設利用料金

(ア) 占用使用の場合の利用料金

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	
大ホール	20,070円	26,760円	24,040円	46,830円	50,800円	70,870円	
体育館	3,760円	5,010円	4,490円	8,770円	9,500円	13,260円	
プール	夏季期間	17,560円	23,410円	21,110円	40,970円	44,520円	62,080円
	温水期間	26,340円	35,120円	31,570円	61,460円	66,690円	93,030円
卓球室	1室	940円	1,250円	1,140円	2,190円	2,390円	3,330円
トレーニング室		7,210円	9,610円	8,670円	16,820円	18,280円	25,490円
アーチェリー場		2,820円	3,760円	3,340円	6,580円	7,100円	9,920円

(イ) 個人使用の場合の利用料金

種 類	単 位	区 分	料 金 (1人)
体育館・卓球室	2時間	一般	310円
		児童・生徒	150円

プールの	夏季期間	2時間	一般	360円
			生徒	200円
児童	150円			
温水期間	2時間	一般	520円	
		生徒	310円	
		児童	200円	
トレーニング室	2時間	一般	360円	
		小学生・生徒	180円	
アーチェリー場	2時間	一般	310円	
		高校生	150円	

ウ 屋外施設利用料金

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	
グラウンド	1,560円	2,090円	3,650円	
ゲートボール場	1面	940円	1,250円	2,190円

エ 宿泊室利用料金

種 類	単 位	料 金 (1人)
宿泊室	1泊	3,130円

オ 駐車場利用料金

種 類	単 位	料 金 (1台)
駐車場	2時間以内	無料
	2時間を超えると30分ごとに	150円

備考

- 「占用使用」とは、講習会、競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 「児童」とは幼児及び小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒並びにこれらに準ずる者を

いい、「一般」とは児童及び生徒以外の者を、「小学生」とは小学校及びこれに準ずるものの児童を、「高校生」とは高等学校又は中等教育学校の後期課程の生徒及びこれらに準ずる者をいう。

3 「夏季期間」とは7月1日から9月30日までを、「温水期間」とは10月1日から翌年の6月30日までをいう。

4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日におけるクローバーホール及び占用使用の場合の体育館施設の利用料金の額は、当該使用区分の利用料金の額の2割増の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

5 本館施設、占用使用の場合の体育館施設及び屋外施設において、利用者が利用の際第三者から1,000円を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の300を乗じて得た額とする。

6 この表に掲げる施設（宿泊室及び駐車場を除く。）の利用時間を超えて利用する場合の利用料金の額は、次のとおりとする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。ただし、プールの個人使用については、超過時間が30分未満であるときは30分とし、30分を超える場合において30分未満の端数があるときは、当該端数の時間は、30分として計算する。

(1) 本館施設、占用使用の場合の体育館施設及び屋外施設の利用料金の額

イ 超過時間が正午から午後5時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後1時から午後5時までの利用料金の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）

ロ 超過時間が午後5時から午後9時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後6時から午後9時までの利用料金の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）（屋外施設の場合を除く。）

(2) 個人使用の場合の体育館施設の利用料金の額

超過時間1時間につき、この表に定める利用料金の額の1時間当たりの額とする。ただし、プールの個人使用については、超過時間30分につき、この表に定める利用料金の額の30分当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

7 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の利用料金の額は、次のとおりとする。

区 分	品 名	単 位	金 額	備 考
大ホール	演台・花台	1式（1回）	670円	
	司会者台	1式（1回）	200円	
	テーブル	1台（1回）	70円	
	いす	1脚（1回）	40円	
	つりバトン	1式（1回）	560円	
	ボーダーライト	1式（1回）	330円	
	アッパーホリゾンライト	1式（1回）	900円	
	ローアホリゾンライト	1式（1回）	900円	
	サスペンションライト	1台（1回）	160円	500ワット
	シーリングライト	1台（1回）	310円	1.5キロワット
	フォロースポット	1台（1回）	1,120円	2キロワット
	フットライト	1式（1回）	280円	
	音響装置	1式（1回）	1,700円	
	カセットテープレコーダー	1台（1回）	560円	
C Dプレーヤー	1台（1回）	520円		
移動型スピーカー	1式（1回）	470円		
はね返りスピーカー	1式（1回）	310円		
クローバーホール	演台・花台	1式（1回）	670円	
	司会者台	1式（1回）	200円	
	テーブル	1台（1回）	70円	
	いす	1脚（1回）	40円	

	ボーダーライト	1式(1回)	330円	
	アッパー水平ライト	1式(1回)	900円	
	ローア水平ライト	1式(1回)	900円	
	サスペンションライト	1台(1回)	160円	500ワット
	シーリングライト	1台(1回)	210円	1キロワット
	フロントサイドライト	1台(1回)	210円	1キロワット
	スタンド	1式(1回)	110円	
	音響装置	1式(1回)	1,700円	
	つりマイク装置	1式(1回)	330円	
	カセットテープレコーダー	1台(1回)	560円	
	デジタルカセットテープレコーダー	1台(1回)	730円	
	CDプレーヤー	1台(1回)	520円	
	映写機	1式(1回)	4,540円	
	ステージスピーカー	1式(1回)	470円	
	はね返りスピーカー	1式(1回)	310円	
研修室	音響装置	1式(1回)	1,120円	
	ビデオプロジェクター	1式(1回)	940円	
	カセットテープレコーダー	1台(1回)	560円	
	CDプレーヤー	1台(1回)	520円	
視聴覚室	音響装置	1式(1回)	1,120円	
	ビデオプロジェクター	1式(1回)	940円	
	カセットテープレコーダー	1台(1回)	560円	
	CDプレーヤー	1台(1回)	520円	
	ダイナミックマイクロホン	1本(1回)	330円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本(1回)	900円	
	床上型マイクスタンド	1本(1回)	60円	
	卓上型マイクスタンド	1本(1回)	60円	
その他	オーバーヘッドプロジェクター	1式(1回)	560円	

	資料提示装置	1式(1回)	940円	
	スライド映写機	1式(1回)	560円	
	16ミリ映写機	1式(1回)	560円	
	ビデオデッキ	1式(1回)	670円	
	コンデンサーマイクロホン	1本(1回)	560円	
	ダイナミックマイクロホン	1本(1回)	330円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本(1回)	900円	
	床上型マイクスタンド	1本(1回)	60円	
	卓上型マイクスタンド	1本(1回)	60円	
	コインロッカー	1口(1回)	100円	
体育館施設	電光得点表示盤	1式(1回)	830円	
	フロアシート	1枚(1回)	270円	
	プール自動計時装置	1式(1回)	1,040円	

(備考)

- ① この表の利用料金の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。ただし、コインロッカーはこの限りでない。
 - ② 利用時間を超えて利用するときの利用料金の額は、1時間ごとにこの表に掲げる利用料金の額の25パーセントに相当する額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。ただし、コインロッカーはこの限りでない。
- 8 体育館及びアーチェリー場は2分の1の面積で、プールは1コースで占有使用できるものとし、この場合の利用料金の額は、体育館及びアーチェリー場は当該使用区分の利用料金の額の2分の1、プールは当該使用区分の利用料金の額の6分の1(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。
- 9 体育館施設の個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の利用料金の額の10回分に相当する額とする。
- 10 駐車場を2時間を超えて使用する場合において、駐車時間に30分未満の端数が

あるときは、当該端数の時間は30分として算定する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市福岡駅東二丁目2862番7、2862番8、2867番1から2867番5まで、2867番8から2867番19まで、2945番3から2945番8及び2964番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福津市宮司一丁目10番35号
株式会社 グランデポ
代表取締役 小野 大智

公告

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、平成26年12月10日から平成27年1月9日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成27年3月24日に公布しました。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

福祉労働部子育て支援課保育係

電話：092-643-3258

メールアドレス：kosodate@pref.fukuoka.lg.jp

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第

5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成27年2月27日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 イオンモール筑紫野
(2) 所在地 筑紫野市大字立明寺434-1ほか
- 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
駐車場No. 1 (建物1階部)	1,279台	駐車場No. 1 (建物1階部)	1,279台
駐車場No. 2 (建物北側)	490台	駐車場No. 2 (建物北側)	376台
駐車場No. 3 (建物南側)	259台	駐車場No. 3 (建物南側)	259台
駐車場No. 4 (建物5階部)	458台	駐車場No. 4 (建物5階部)	688台
駐車場No. 5 (建物屋上部)	323台	駐車場No. 5 (建物屋上部)	543台
駐車場No. 6 (建物敷地北西側駐車場)	446台	駐車場No. 6 (建物敷地北西側駐車場)	446台
合計	3,255台	合計	3,591台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数

駐輪場No. 1 (建物1階部北側)	54台	駐輪場No. 1 (建物1階部北側)	54台
駐輪場No. 2 (建物1階部南側)	218台	駐輪場No. 2 (建物1階部南側)	218台
駐輪場No. 3 (建物西側)	80台	駐輪場No. 3 (建物西側)	80台
—	—	駐輪場No. 4 (建物北側)	59台
合計	352台	合計	411台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
建物西側	144㎡	建物西側	144㎡
建物南東側	289㎡	建物南東側	289㎡
建物北側	104㎡	建物北側	104㎡
—	—	建物北西側	127㎡
合計	537㎡	合計	664㎡

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前	変更後
午前7時00分	午後6時00分 (但し、年間90日は午前5時00分)

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	変更前	変更後
駐車場No. 1～No. 5	午前6時30分～午前0時30分	午前5時30分～午前0時30分 (年間90日は午前4時30分～午前0時30分)
駐車場No. 6	午前6時30分～午後10時00分	

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	変更前	変更後
荷さばき施設No. 1	24時間	

荷さばき施設No. 2	午前6時00分～午後10時00分	24時間
荷さばき施設No. 3	午前6時00分～午後10時00分	
荷さばき施設No. 4	—	

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年2月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール大牟田

(2) 所在地 大牟田市岬町3番4ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	イオンモール株式会社 代表取締役 吉田 昭夫 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年3月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン大牟田(別棟)

(2) 所在地 大牟田市東新町二丁目28番ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
株式会社積文館書店 代表取締役 遠藤 光一 福岡市中央区天神二丁目8番215号	株式会社積文館書店 代表取締役 松本 敏明 福岡市中央区天神二丁目8番215号
株式会社ベスト電器 代表取締役 有菌 憲一 福岡市博多区千代六丁目2番33号	株式会社ベスト電器 代表取締役 小野 浩司 福岡市博多区千代六丁目2番33号
株式会社オースリー 代表取締役 衣笠 淳夫 東京都北区赤羽二丁目51番3号	株式会社ワッツ 代表取締役 平岡 史生 大阪市中央区城見一丁目4番70号 住友生命OBPプラザビル
日本トイザラス株式会社 代表取締役 小寺 圭 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地	日本トイザラス株式会社 代表取締役 モニカ・メルツ 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社イズミ
代表取締役社長 山西 泰明
広島県広島市南区京橋町2番22号
ほか8者

株式会社イズミ
代表取締役社長 山西 泰明
広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
ほか7者

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年2月27日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン大牟田(本棟)

(2) 所在地 大牟田市東新町一丁目7番ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明

広島県広島市南区京橋町2番22号
ほか58名

広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
ほか67名

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 宗像豊栄プラザ
- (2) 所在地 宗像市石丸三丁目465番7ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ユニクロ春日店
- (2) 所在地 春日市大字下白水205番1の一部ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

届出所在地が旧番地標記であるため通知する。

所在番地

- (旧) 春日市大字下白水205番1の一部ほか
- (新) 春日市星見ヶ丘一丁目80番ほか

公告

犀川南部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
益田 正行	みやこ町犀川山鹿403番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字唐船字五ノ枝305番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大牟田市大正町五丁目1番地7

末藤 栄太

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大川市大字酒見字シゲアミ211番6、212番1、212番2、212番5から212番7まで、213番1、213番2、214番1、214番2、215番1、215番2、216番1、216番2、217番1、217番2、218番14及び218番22から218番25まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
柳川市上宮永町284番地2
社会福祉法人 高邦福祉会
理事 高木 邦格

公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の3第3項及び第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 被聴聞者

登録番号	氏名	事務所の所在地
11400770	藤田 祐介	福岡市博多区博多駅東二丁目18番28号 ジェントリー博多804号

- 2 聴聞期日及び場所
平成27年4月3日 午前10時00分
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁行政棟9階企画・地域振興部会議室
- 3 傍聴の方法
傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。
- 4 聴聞に関する問合せ先
福岡県総務部行政経営企画課法務班
電話番号 092-643-3028
郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年3月24日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営巖石（新）地区土地改良（農業用ため池整備）事業変更計画書の写し	平成27年3月24日から 平成27年4月21日まで	宗像市役所